

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2021年5月18日

【会社名】 株式会社Success Holders

【英訳名】 Success Holders, inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 釜 薫

【本店の所在の場所】 東京都港区六本木六丁目8番10号

【電話番号】 03-5786-3800(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 小松 未来雄

【最寄りの連絡場所】 東京都港区六本木六丁目8番10号

【電話番号】 03-5786-3800(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 小松 未来雄

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 新株予約権証券

【届出の対象とした募集金額】

(第3回新株予約権)	
その他の者に対する割当	8,369,900円
発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額	186,420,500円

(注)1. 本募集は2021年5月18日付の当社取締役会決議に基づき、新株予約権を発行するためのものです。

(注)2. 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び新株予約権の割当てを受けた者がその権利を喪失した場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行新株予約権証券(第3回新株予約権証券)】

(1) 【募集の条件】

発行数	760,900個(新株予約権1個につき1株) (注)上記発行数は上限の発行数を示したものであり、申込数等により割り当てる新株予約権の数が減少することがあります。
発行価額の総額	8,369,900円
発行価格	新株予約権1個につき11円(新株予約権の目的である株式1株当たり11円)
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	2021年6月3日から2021年6月7日
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	株式会社Success Holders 管理本部 東京都港区六本木六丁目8番10号
払込期日	2021年6月14日
割当日	2021年6月14日
払込取扱場所	株式会社三井住友銀行 六本木支店 東京都港区六本木6-1-21

(注) 1. 第3回新株予約権証券(以下、「本新株予約権」という。)は、2021年5月18日付の当社取締役会決議に基づき発行するものであります。

2. 本新株予約権の申込は、申込期間内に申込取扱場所に所定の申込書を提出することにより行うものとします。

3. 本新株予約権の募集は、当社の取締役及び従業員、当社子会社取締役並びに当社入社予定者及び社外協力者に対して行うものであります。対象となる人員及び内訳は、以下のとおりであります。なお、下記割当新株予約権数は上限の発行数を示したものであり、申込数等により減少することがあります。

対象者	人数	割当新株予約権数
当社取締役	2名	174,500個
当社従業員	13名	274,700個
当社子会社取締役	1名	74,800個
当社入社予定者	2名	149,600個
社外協力者	2名	87,300個
合計	20名	760,900個

(2) 【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。 なお、当社普通株式の単元株式数は、100株である。
新株予約権の目的となる株式の数	760,900株 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は、当社普通株式1株とする。 ただし、付与株式数は下記(注)1.の定めにより調整を受けることがある。
新株予約権の行使時の払込金額	本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株あたりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とする。 行使価額は、金234円とする。 ただし、行使価額は下記(注)2.の定めにより調整を受けることがある。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	186,420,500円 (注)ただし、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少する。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の対象株式数で除した額とする。 2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
新株予約権の行使期間	2024年7月1日から2031年6月13日までとする。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	1. 新株予約権の行使請求の受付場所 株式会社Success Holders 管理本部 東京都港区六本木六丁目8番10号 2. 新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項はありません。 3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社三井住友銀行 六本木支店 東京都港区六本木6-1-21

新株予約権の行使の条件	<p>1. 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、2024年3月期から2026年3月期までの事業年度において、当社のEBITDA(以下、損益計算書(連結損益計算書を作成している場合には連結損益計算書)に記載された営業利益に、キャッシュ・フロー計算書(連結キャッシュ・フロー計算書を作成している場合は連結キャッシュ・フロー計算書)に記載された減価償却費及びのれん償却額を加算した額をいう。)が下記に掲げるいずれかの条件を満たした場合、当該条件を最初に満たした期の有価証券報告書の提出日の翌月1日から行使することができる。</p> <p>(a) 2024年3月期のEBITDAが3億円を超過した場合</p> <p>(b) 2025年3月期又は2026年3月期のEBITDAが5億円を超過した場合</p> <p>なお、当該損益計算書に株式報酬費用が計上されている場合には、これによる影響を排除した株式報酬費用控除前営業利益及びEBITDAをもって判定するものとする。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会が定めるものとする。</p> <p>2. 新株予約権者のうち社外協力者を除く者については、新株予約権の権利行使時において、当社または当社関係会社の取締役、監査役若しくは従業員又はアドバイザー、顧問、コンサルタントその他名目の如何を問わず当社又は当社関係会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。</p> <p>3. 新株予約権者のうち社外協力者については、新株予約権の権利行使時において当社または当社関係会社のアドバイザー、顧問、コンサルタント又は取締役、監査役若しくは従業員その他名目の如何を問わず当社又は当社関係会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者であることを要する。ただし、正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。</p> <p>4. 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。</p> <p>5. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>6. 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。</p>
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<p>1. 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。</p> <p>2. 新株予約権者が権利行使をする前に、上記「新株予約権の行使の条件」に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みにに関する事項	該当事項はありません。

組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数 新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数それぞれをそれぞれ交付する。(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。(5) 新株予約権を行使することができる期間 上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日までとする。(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。(8) その他新株予約権の行使の条件 上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。(9) 新株予約権の取得事由及び条件 上記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」に準じて決定する。
--------------------------	---

(注) 1. 付与株式数の調整

付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(または併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

2. 行使価額の調整

本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × $\frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. 本新株予約権の行使請求及び払込の方法

- (1) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、自己の氏名又は名称及び住所、自己のために開設された当社普通株式の振替を行うための口座(社債、株式等の振替に関する法律第131条第3項に定める特別口座を除く。)のコードその他必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、これを上記表中「新株予約権の行使期間」欄の行使期間中に上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項「新株予約権の行使請求の受付場所」に提出し、かつ、かかる行使請求の対象となった本新株予約権の数に行使価額を乗じた金額を現金にて上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項「新株予約権の行使請求の払込取扱場所」の当社が指定する口座に振り込むものとする。

- (2) 本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできない。

4. 本新株予約権の行使の効力発生時期

本新株予約権の行使の効力は、(1)行使請求に必要な書類が上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項「新株予約権の行使請求の受付場所」に到着し、かつ(2)当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項「新株予約権の行使請求の払込取扱場所」の当社の指定する口座に入金された場合において、当該行使請求書にかかる新株予約権行使請求取次日に発生するものとする。

5. 本新株予約権証券の発行及び株券の発行

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券及び行使請求による株券を発行しないものとする。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

2 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
186,420,500	3,700,000	182,720,500

- (注) 1. 払込金額の総額は、新株予約権の払込金額の総額（8,369,900円）に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額（178,050,600円）を合算した金額であります。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
3. 本新株予約権の行使期間中に行使が行われない場合又は新株予約権の割当てを受けた者がその権利を喪失した場合、払込金額の総額及び差引手取概算額は減少いたします。

(2) 【手取金の使途】

本新株予約権の募集は、中長期的な当社グループの業績達成及び企業価値の増大を目指すにあたり、より一層当社グループの取締役及び従業員並びに当社入社予定者の意欲及び士気を向上させ、当社グループの結束力をさらに高めること、また社外協力者に中長期的な観点からより一層の支援を賜ることを目的として付与するものであり、資金調達を目的としておりません。

また、新株予約権の行使の決定は新株予約権の割当てを受けた者の判断に委ねられるため、本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額は、現時点でその金額及び時期を資金計画に織り込むことは困難であります。従って、手取金は運転資金に充当する予定であります。具体的な金額については、行使による払込みがなされた時点の状況に応じて決定いたします。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

本新株予約権の募集と並行して行われる当社普通株式の売出しについて

本新株予約権の募集と並行して、2021年5月18日付けで、当社取締役会長の畑野幸治氏と谷口雅紀氏の間で、畑野幸治氏が保有する当社普通株式の一部である1,245,805株を谷口雅紀氏へ市場外の相対取引により譲渡する旨の契約を締結予定であることから、以下のとおり当社株式の売出し（以下「本売出し」といいます。）が行われます。

(1) 本売出しの概要

売出株式の種類及び数	当社普通株式1,245,805株
売出価格	1株につき234円
売出価格の総額	291,518,370円
売出株式の所有者及び売出株式数	畑野幸治氏 1,245,805株
売出方法	畑野幸治氏による谷口雅紀氏に対する、市場外での相対取引による当社普通株式の譲渡
申込期間	2021年5月18日
受渡期日	2021年5月28日（予定）
申込証拠金	該当事項はありません。
申込株数単位	1株
その他	上記については、金融商品取引法における有価証券通知書を関東財務局長宛に提出しております。

(2) 本売出しにより株式を取得する者の概要

a. 概要

氏名	谷口雅紀
住所	東京都中野区
職業の内容	個人事業主

b. 当社との間の関係

出資関係	該当事項はありません。
人事関係	当社の代表取締役候補者であります。
資金関係	該当事項はありません。
技術関係又は取引関係	当社は2021年5月14日付で、谷口雅紀氏が代表取締役を務める株式会社 Take It Easy社との間で顧問契約を締結しており、当該契約に基づく顧問料の支払いが生じる予定です。

(注) 本売出しの目的

谷口雅紀氏は2021年6月23日開催予定の定時株主総会における決議を前提として当社の代表取締役社長に就任予定です。長期的な観点に基づく経営を行うことを目的として、谷口雅紀氏が買主となり、畑野幸治氏から当社普通株式を相対取引により譲渡することが合意されたところ、関係法令に定める手続きとして、売出しにより譲渡を行うことを目的とするものであります。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

1. 当社取締役及び従業員

a. 割当予定先の概要

氏名	当社取締役2名（注） 当社従業員13名（注）
住所	-（注）
職業の内容	当社取締役または従業員

b. 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	当社取締役2名について該当事項はありません。 当社従業員13名のうち3名は、合計で当社普通株式6,365株を直接または間接的に保有しております。
人事関係	当社の取締役または従業員であります。
資金関係	該当事項はありません。
技術関係又は取引関係	該当事項はありません。

2. 当社子会社取締役

a. 割当予定先の概要

氏名	当社子会社取締役1名（注）
住所	-（注）
職業の内容	当社子会社取締役

b. 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	該当事項はありません。
人事関係	当社子会社の取締役であります。
資金関係	該当事項はありません。
技術関係又は取引関係	該当事項はありません。

3. 当社入社予定者

a. 割当予定先の概要

氏名	当社入社予定者2名（注）
住所	-（注）
職業の内容	会社員

b. 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	該当事項はありません。
人事関係	当社入社予定者であります。
資金関係	該当事項はありません。
技術関係又は取引関係	該当事項はありません。

4. 社外協力者

a. 割当予定先の概要

氏名	大谷真史
住所	東京都江東区
職業の内容	個人事業主

b. 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	該当事項はありません。
人事関係	当社の社外協力者であります。
資金関係	該当事項はありません。
技術関係又は取引関係	当社との業務委託契約に基づき、ITコンサルティング業務に従事しています。

a. 割当予定先の概要

氏名	竹田和幸
住所	神奈川県横浜市港北区
職業の内容	個人事業主

b. 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	該当事項はありません。
人事関係	当社の社外協力者であります。
資金関係	該当事項はありません。
技術関係又は取引関係	当社との業務委託契約に基づき、クリエイティブ業務に従事しています。

(注) 本新株予約権は、中長期的な当社グループの業績達成及び企業価値の増大を目指すに当たり、当社取締役及び従業員、当社子会社取締役並びに当社入社予定者の一層の意欲及び士気を向上させ、当社グループの結束力をさらに高めることを目的として、有償にて発行する新株予約権であるため、当社取締役及び従業員、当社子会社取締役、並びに当社入社予定者の個別の氏名の記載は、省略させていただいております。

c. 割当予定先の選定理由

本新株予約権は、中長期的な当社グループの業績拡大及び企業価値の増大を目指すにあたり、より一層当社グループの取締役及び従業員の意欲及び士気を向上させ、当社グループの結束力をさらに高めることを目的として、当社取締役及び従業員、当社子会社取締役並びに当社入社予定者に付与することといたしました。また、社外協力者は、システム及びデザインに関する業務委託先であり、業績拡大と企業価値の増大を目指すにあたり、社外協力者に中長期的な観点からより一層の支援を賜ることを目的としております。

d. 割り当てようとする株式の数

1. 当社取締役	2名	174,500株
2. 当社従業員	13名	274,700株
3. 当社子会社取締役	1名	74,800株
4. 当社入社予定者	2名	149,600株
5. 社外協力者	2名	87,300株

e. 株券等の保有方針

当社は、本新株予約権の行使により交付する当社普通株式について、割当予定先との間で継続保有に関する書面での取り決めは行っておりません。なお、本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認が必要となっております。

f. 払込みに要する資金等の状況

当社は、割当予定先の本新株予約権の発行に係る払込みおよび本新株予約権の権利行使にかかる資金保有に関し、各割当予定先の払込に支障がない旨を口頭等により確認しております。また、本新株予約権の払込金額は、1個当たり11円と比較的少額であることから、当社としても、かかる払い込みに支障はないと判断しております。

g. 割当予定先の実態

当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、一切の関係、取引、交渉をせず、また、利用しないことを基本方針としております。反社会的勢力から不当要求を受けた場合には、組織全体で毅然とした態度で臨み、反社会的勢力による被害の防止に努めております。そのような中、当然の事ではありますが、当社取締役及び当社従業員並びに当社子会社取締役は、反社会的勢力と一切の関係はございません。

また、当社入社予定者及び社外協力者が暴力若しくは威力を用い、又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人であるか否か、及び割当予定先が法人その他の団体(以下「特定団体等」といいます)等と何らかの関係を有しているか否かについて、聞き取り調査を行い、当該割当予定先が特定団体等と何らかの関係を有していないことを確認しております。また、当社は、割当予定先が反社会的勢力との関係がないことを示す確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。

2 【株券等の譲渡制限】

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

3 【発行条件に関する事項】

本新株予約権の発行価額については、当社から独立した第三者評価機関(株式会社ブルータス・コンサルティング)が当社の株価及びその変動可能性、割引率、本新株予約権の行使価額及び行使期間その他本新株予約権の内容等を考慮して一般的な価額算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いた算定結果等を参考に、当社が公正な価額と判断した上で、本新株予約権1個当たりの発行価額を算定結果と同額の11円といたしました。

また、本新株予約権の行使価額については、本新株予約権発行に係る取締役会決議日の前取引日である2021年5月17日の東京証券取引所における普通取引の終値234円としました。

なお、当社の監査等委員会から、本新株予約権の払込金額は、第三者機関(株式会社ブルータス・コンサルティング、東京都千代田区霞が関三丁目2番5号 代表取締役 野口真人)による算定結果に照らし、本新株予約権の払込金額は割当予定先に有利な発行価額には該当せず、適法である旨の意見を得ております。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に 対する所有議 決権数の割合	割当後の 所有株式数 (株)	割当後の総議 決権数に対す る所有議決権 数の割合
畑野 幸治	東京都渋谷区	14,513,515	58.25%	13,267,710	51.67%
有限会社日本デザイン研究所	東京都品川区北品川四丁目8番33号	1,302,000	5.23%	1,302,000	5.07%
谷口 雅紀	東京都中野区	0	0%	1,245,805	4.85%
柿沼 佑一	さいたま市中央区	800,000	3.21%	800,000	3.12%
BNYM RE IN G ASIA PTE BANK(TOKYO RESIDENT) (常任代理人 株式会社 三菱UFJ銀行)	ING ASIA PRIVATE BANK LIMITED 9 RAFFLES PLACE, 08-01 REPUBLIC PLAZA SINGAPORE 048619 (東京都千代田丸の内二丁目7 番1号)	490,000	1.97%	490,000	1.91%
楽天証券株式会社	東京都港区南青山二丁目6番21号	439,900	1.77%	439,900	1.71%
倉橋 幸子	長野県北佐久郡	389,000	1.56%	389,000	1.52%
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号	333,404	1.34%	333,404	1.30%
株式会社DMM.com証券	東京都中央区日本橋二丁目7番1号	220,000	0.88%	220,000	0.86%
広田 朋也	東京都渋谷区	216,200	0.87%	216,200	0.84%
計	-	18,704,019	75.07%	18,704,019	72.85%

(注) 1. 2021年3月31日現在の株主名簿を基準として記載しております。

2. 畑野幸治の「割当後の所有株式数」は2021年5月28日付で谷口雅紀に譲渡する株式1,245,805株(議決権数12,458個)を除いて算出しております。

3. 谷口雅紀氏の「割当後の所有株式数」は2021年5月28日付で畑野幸治から譲り受ける予定の株式1,245,805株(議決権数12,458個)を加えて算出しております。

4. 割当後の所有株式数及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、2021年3月31日時点の総議決権数(249,148個)に、本有価証券届出書提出日(2021年5月18日)までの間に新株予約権行使に伴う新株発行により増加した議決権数(0個)と、本新株予約権の目的となる株式発行により増加する議決権数(7,609個)を加えた数で除して算出した数値であり、小数点以下第3位を四捨五入して表示しております。

6 【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付け又は株式交付に関する情報】

第1 【公開買付け又は株式交付の概要】

該当事項はありません。

第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3 【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約（発行者（その関連者）と株式交付子会社との重要な契約）】

該当事項はありません。

第三部 【追完情報】

1．事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第33期）及び四半期報告書（第34期第3四半期）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後本有価証券届出書提出日までの間に生じた変更その他の事由は以下の通りです。

2021年4月1日、当社とFC各社との業務提携契約及びFC契約を解消し、当社のFC事業を終了することで合意したため、当該有価証券報告書等に記載した「（4）フランチャイズ契約の状況」は事業等のリスクとは考えられなくなり、消滅しております。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、本有価証券届出書提出日現在において変更の必要はないものと判断しております。

2．臨時報告書の提出について

後記「第四部 組込情報」の第33期有価証券報告書の提出日（2020年6月30日）以降、本有価証券届出書提出日までの間において、下記の臨時報告書を提出しております。

（2020年7月1日提出の臨時報告書）

1 提出理由

当社は、2020年6月30日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 株主総会が開催された年月日

2020年6月30日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

本店所在地を東京都港区に置く。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）として、釜薫、畑野幸治、小泉一郎の3名を選任する。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役として、神庭雅俊、久保恵一、毛利正人の3名を選任する。

第4号議案 会計監査人選任の件

監査法人アヴァンティアを会計監査人に選任する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数(個)	反対数(個)	棄権数(個)	可決要件	決議の結果及び賛成(反対)割合(%)
第1号議案 定款一部変更の件	151,164	143	0	(注)	可決 86.8
第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)3名選任の件					
釜 薫	151,174	163	0	(注)	可決 86.8
畑野 幸治	151,143	194	0		可決 86.8
小泉 一郎	151,162	175	0		可決 86.8
第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件					
神庭 雅俊	151,116	191	0	(注)	可決 86.8
久保 恵一	151,113	194	0		可決 86.8
毛利 正人	151,114	193	0		可決 86.8
第4号議案 会計監査人選任の件	151,150	187	0	(注)	可決 86.8

(注) 各決議事項が可決されるための要件は次のとおりであります。

第1号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の3分の2以上の賛成であります。

第2号議案および第3号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

第4号議案は、出席した株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

(2020年7月13日提出の臨時報告書)

1 提出理由

当社は、2020年7月13日開催の取締役会において、株式会社仙台ぱどの吸収合併を決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号及び第7号の3の規定に基づき、臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該異動に係る特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金及び事業の内容

名称	株式会社仙台ぱど
所在地	宮城県仙台市若林区新寺一丁目2番26号
代表者の役職・氏名	代表取締役社長 釜 薫
資本金	40百万円
事業内容	生活情報誌の出版・頒布及び各種情報の提供、その他代理店業務等

(2) 当該異動の前後における当社の所有に係る特定子会社の議決権の数及び特定子会社の総株主等の議決権に対する割合

当社の所有に係る特定子会社の議決権の数

異動前 800個

異動後 - 個

総株主等の議決権に対する割合

異動前 86.0%

異動後 - %

(3) 当該異動の理由及びその年月日

異動の理由

当社の構造改革に伴う、経営資源の適切な配置及び管理コストの削減による経営改善の早期化を目的とするものです。当社が、株式会社仙台ぱどの株主である株式会社ウイルコホールディングス及び株式会社廣濟堂から2020年7月13日付けで、株式会社仙台ぱどの株式(112株)を取得し、同社を完全子会社化いたします。なお、取得価額は、直近の経営実績等を総合的に勘案し、総額16百万円(1株あたり150,400円)とすることで合意しております。なお、本完全子会社化は子会社株式の追加取得であるため、2021年3月期の連結業績に与える影響は軽微です。

(4) 当該吸収合併の相手会社に関する事項

商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業内容

商号	株式会社仙台ぱど
本店の所在地	宮城県仙台市若林区新寺一丁目2番26号
代表者の氏名	代表取締役社長 釜 薫
資本金の額	40百万円(2020年3月31日現在)
純資産の額	164百万円(2020年3月31日現在)
総資産の額	306百万円(2020年3月31日現在)
事業の内容	生活情報誌の出版・頒布及び各種情報の提供、その他代理店業務等

最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

	2018年3月期	2019年3月期	2020年3月期
売上高(百万円)	549百万円	610百万円	585百万円
営業利益(百万円)	19百万円	28百万円	12百万円
経常利益(百万円)	21百万円	29百万円	12百万円
当期純利益(百万円)	15百万円	19百万円	11百万円

大株主の名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

大株主の名称	株式会社 ぱど
発行済の株式の総数に占める大株主の持株数の割合	86.0%

本完全子会社化の実行後は、上表に記載の「発行済の株式の総数に占める大株主の持株数の割合」は100%となる予定です。

当社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係	当社は株式会社仙台ぱどの発行済株式を86.0%保有しております
人的関係	当社の取締役1名が株式会社仙台ぱどの取締役を兼務しており、当社の従業員1名が株式会社仙台ぱどの監査役を兼務しております。
取引関係	当社が経営指導を行うとともに、情報システム業務、本部業務、営業サポート業務を受託しているほか、広告の取引関係があります。

(5) 当該吸収合併の目的

当社の構造改革に伴う、経営資源の適切な配置及び管理コストの削減による経営改善の早期化を目的とするものです。

(6) 当該吸収合併の方法、吸収合併に係る割当ての内容その他の吸収合併契約の内容

合併の方法

当社を存続会社とし、株式会社仙台ばどを消滅会社とする吸収合併方式です。

吸収合併に係る割当ての内容

本完全子会社化の結果、当社は株式会社仙台ばどの発行済株式の全てを所有することとなりますので、本合併による株式その他の金銭等の割当てはありません。

その他の吸収合併契約の内容

合併の日程

取締役会決議日	2020年7月13日
合併契約締結日	2020年7月13日
合併期日(効力発生日)	2020年8月17日(予定)

(7) 吸収合併に係る割当ての内容の算定根拠

本合併に際して新株式の割当ては行わないため、該当事項はありません。

(8) 当該吸収合併の後の吸収合併存続会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	株式会社ばど
本店の所在地	東京都港区六本木6-8-10
代表者の氏名	代表取締役社長 釜 薫
資本金の額	156百万円(2020年6月30日現在)
純資産の額	現時点では確定していません。
総資産の額	現時点では確定していません。
事業の内容	生活情報誌の出版及び各種情報の提供、その他代理店業務等

以上

(2020年8月7日提出の臨時報告書)

1 提出理由

当社は、2020年8月7日開催の取締役会において、連結子会社である株式会社リビングプロシードの株式譲渡(以下、「本株式譲渡」という)に係る株式譲渡契約書の締結を決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項ならびに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号及び第12号ならびに第19号の規定に基づき、臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該異動に係る特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金及び事業の内容

名称	株式会社リビングプロシード
所在地	東京都港区六本木六丁目8番10号
代表者の役職・氏名	代表取締役社長 小泉 一郎
資本金	100百万円
事業内容	プロモーション及びコミュニケーション活動に関わるマーケティング活動全般

(2) 当該異動の前後における当社の所有に係る特定子会社の議決権の数及び特定子会社の総株主等の議決権に対する割合

当社の所有に係る特定子会社の議決権の数

異動前 100,000株

異動後 株

総株主等の議決権に対する割合

異動前 100%

異動後 %

(3) 当該異動の理由及びその年月日

異動の理由

当社は、2018年11月13日付け「会社分割(簡易吸収分割)による当社子会社への配布関連事業承継に関するお知らせ」にて開示しましたとおり、前支配株主であるRIZAPグループ株式会社のもと、株式会社サンケイリビング新聞社との機能集約を目的として地域情報誌等の配布・流通を管理する部門を株式会社リビングプロシードに吸収分割しました。当社としては、今後は本業である地域情報誌の編集・発行事業に専念するため、当社媒体の配布・流通を管理する部門を当社内に再度設置し、他社媒体の配布機能を担う株式会社リビングプロシードの分離による財務状況の改善を検討してまいりました。

このような前提の下、当社は株式会社リビングプロシードが保有する配布網及び地域密着性に関する相乗効果を期待できるパートナーとの協業・提携の可能性を模索してまいりましたところ、本日2020年8月7日開催の取締役会において、本株式譲渡に係る株式譲渡契約書の締結を決議いたしました。

本株式譲渡により手元資金を確保し、現在取り組んでいる構造改革を早期かつ確実に進めてまいります。

株式譲渡の相手先の概要

(1)名称	ココネット株式会社	
(2)所在地	東京都中央区日本橋人形町一丁目11番2号	
(3)代表者の役職・氏名	代表取締役 田口 義隆	
(4)事業内容	コミュニティコンシェルジュ(ご用聞き・見まもり)事業、買い物弱者対策支援事業、食品宅配事業	
(5)資本金	10百万円	
(6)設立年月日	2011年10月5日	
(7)純資産	譲渡先の要望により非開示とさせていただきます。	
(8)総資産	同上	
(9)大株主及び持株比率	セイノーホールディングス株式会社 100%	
(10)上場会社と当該会社との間の関係	資本関係	該当事項はありません。
	人的関係	該当事項はありません。
	取引関係	該当事項はありません。
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。

異動の年月日

2020年8月31日(予定)

(4)当該事象の発生日

2020年8月7日

(5)当該事象の内容

当社は、2020年8月7日開催の取締役会において、連結子会社である株式会社リビングプロシードの全株式をココネット株式会社に譲渡することを決議いたしました。

本株式譲渡の実行に伴い、2021年3月期単体決算において、特別損失として子会社株式評価損を計上する見込みです。

(6)当該事象の損益及び連結損益に与える影響

本株式譲渡に伴い、2021年3月期単体決算において特別損失として子会社株式売却損336百万円を計上する見込みです。2021年3月期連結決算における影響は、現時点で精査中です。

以上

(2020年8月31日提出の臨時報告書)

1 提出理由

当社は、2020年8月28日の臨時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 株主総会が開催された年月日

2020年8月28日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

今後の事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条(目的)につきまして、事業目的を追加するものであります。

第2号議案 子会社株式譲渡契約承認の件

当社は、2020年8月7日付取締役会において、当社の完全子会社である株式会社リビングプロシードの全株式を、ココネット株式会社に譲渡することを決議し、ココネット株式会社との間で、同日付にて株式譲渡契約を締結いたしました。

本議案は、会社法第467条第1項第2号の2に従い、株式譲渡契約の承認をお願いするものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数(個)	反対数(個)	棄権数(個)	可決要件	決議の結果及び賛成(反対)割合(%)
第1号議案 定款一部変更の件	166,147	856	65	(注)	可決 99.5
第2号議案 子会社株式譲渡契約承認の件	166,182	886	0	(注)	可決 99.4

(注) 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算していません。

(2020年10月8日提出の臨時報告書の訂正報告書)

1 提出理由

当社は、2020年6月30日開催の定時株主総会において決議された決議事項について、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、2020年7月1日に臨時報告書を提出いたしました。一部訂正すべき事項がありましたので、臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 訂正事項

2 報告内容

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

3 訂正箇所

訂正箇所は_____を付して表示しております。

(訂正前)

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数(個)	反対数(個)	棄権数(個)	可決要件	決議の結果及び賛成(反対)割合(%)
第1号議案 定款一部変更の件	151,164	143	0	(注)	可決 86.8
第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)3名選任の件					
釜 薫	151,174	163	0	(注)	可決 86.8
畑野 幸治	151,143	194	0		可決 86.8
小泉 一郎	151,162	175	0		可決 86.8
第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件					
神庭 雅俊	151,116	191	0	(注)	可決 86.8
久保 恵一	151,113	194	0		可決 86.8
毛利 正人	151,114	193	0		可決 86.8
第4号議案 会計監査人選任の件	151,150	187	0	(注)	可決 86.8

(注) 各決議事項が可決されるための要件は次のとおりであります。

第1号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の3分の2以上の賛成であります。

第2号議案および第3号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

第4号議案は、出席した株主の議決権の過半数の賛成であります。

(訂正後)

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数(個)	反対数(個)	棄権数(個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 定款一部変更の件	<u>151,172</u>	<u>144</u>	0	(注)	可決 86.8
第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)3名選任の件					
釜 薫	<u>151,183</u>	163	0	(注)	可決 86.8
畑野 幸治	<u>151,152</u>	194	0		可決 86.8
小泉 一郎	<u>151,171</u>	175	0		可決 86.8
第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件					
神庭 雅俊	<u>151,124</u>	<u>192</u>	0	(注)	可決 86.8
久保 恵一	<u>151,121</u>	<u>195</u>	0		可決 86.8
毛利 正人	<u>151,122</u>	<u>194</u>	0		可決 86.8
第4号議案 会計監査人選任の件	<u>151,158</u>	<u>188</u>	0	(注)	可決 86.8

(注) 各決議事項が可決されるための要件は次のとおりであります。

第1号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の3分の2以上の賛成であります。

第2号議案および第3号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

第4号議案は、出席した株主の議決権の過半数の賛成であります。

(2020年11月2日提出の臨時報告書)

1 提出理由

当社は、2020年10月30日の臨時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 株主総会が開催された年月日

2020年10月30日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

現行定款第1条(商号)について商号を変更すること、現行定款第2条(目的)について目的事項の追加を行うことを決議するものであります。

第2号議案 取締役1名選任の件

取締役(監査等委員である取締役を除く。)として、小松 未来雄1名を選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数(個)	反対数(個)	棄権数(個)	可決要件	決議の結果及び賛成(反対)割合(%)
第1号議案 定款一部変更の件	153,063	295	0	(注)1	可決 96.1
第2号議案 取締役1名選任の件 小松 未来雄	152,957	631	0	(注)2	可決 95.9

(注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

(2021年3月19日提出の臨時報告書)

1 提出理由

当社は、2021年3月19日の臨時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 株主総会が開催された年月日

2021年3月19日

(2) 決議事項の内容

議案 資本金の額の減少及び剰余金の処分の件

1. 資本金の額の減少の内容

会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金の一部を減少させ、その他資本剰余金に減少する額の全額を振り替えるものであります。

(1) 減少する資本金の額

資本金の額622,922,850円のうち522,922,850円

(2) 資本金の額の減少が効力を生じる日

2021年3月22日(予定)

2. 剰余金の処分の内容

(1) 減少する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金 192,848,501円

(2) 増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 192,848,501円

(3) 振り替え後の剰余金の項目及びその残高

その他資本剰余金 954,335,034円

繰越利益剰余金 0円

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数(個)	反対数(個)	棄権数(個)	可決要件	決議の結果及び賛成(反対)割合(%)	
議案 資本金の額の減少及び剰余金の処分の件	188,387	478	-	(注)	可決	99.05%

(注) 決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算していません。

(2021年4月28日提出の臨時報告書)

1 提出理由

当社は、2021年4月27日開催の取締役会において、子会社取得を行うことを決定いたしました。当該子会社取得は、特定子会社の異動に該当するため、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項3号及び第8号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

1. 子会社取得の決定(企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第8号の2に基づく報告内容)

(1) 取得対象子会社に関する事項

商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	株式会社P&P
本店の所在地	福岡県福岡市中央区天神 4-6-28 天神ファーストビル 6F
代表者の氏名	代表取締役 加藤 恭信
資本金の額	20百万円(2020年9月30日現在)
純資産の額	60百万円(2020年9月30日現在)
総資産の額	141百万円(2020年9月30日現在)
事業の内容	システム開発及び技術派遣事業

最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

	2018年9月期	2019年9月期	2020年9月期
売上高	115百万円	283百万円	357百万円
営業利益	0百万円	13百万円	37百万円
経常利益	0百万円	13百万円	41百万円
当期純利益	0百万円	9百万円	29百万円

提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係	当社と取得対象子会社との間には、記載すべき資本関係はありません。
人的関係	当社と取得対象子会社との間には、記載すべき資本関係はありません。
取引関係	当社と取得対象子会社との間には、記載すべき資本関係はありません。

(2) 取得対象子会社に関する子会社取得の目的

当社は、新たなメディア事業を創出することができる企業、または、ポストコロナにおいて発展性のある事業・業種を対象として、M&Aを活用した成長戦略を推進しております。2021年2月16日公表の「業務委託契約の締結に関するお知らせ」に記載のとおり、当該活動の一部として株式会社FUNDBOOKとM&A仲介に関するアドバイザー業務契約を締結し、本企業の株式取得について検討してまいりましたところ、本日、相手先との間で合意に至り、株式譲渡契約書を締結いたしました。

本企業は福岡県に本社を置く、システム開発及び技術者派遣事業を行う企業であり、本株式取得により当社のテクノロジー事業が大きく前進し、当社全体の収益力を向上させるものと考えております。

(3) 取得対象子会社に関する子会社取得の対価の額

株式会社P&Pの普通株式	323百万円
アドバイザー費用等(概算額)	36百万円
合計(概算額)	359百万円

2. 特定子会社の異動(企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号に基づく報告内容)

(1) 当該異動に係る特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金及び事業の内容

名称 株式会社P&P
住所 福岡県福岡市中央区天神 4-6-28 天神ファーストビル 6F
代表者の氏名 代表取締役 加藤 恭信
資本金の額 20百万円(2020年9月30日現在)
事業の内容 システム開発及び技術派遣事業

(2) 当該異動の前後における当社の所有に係る特定子会社の議決権の数及び特定子会社の総株主等の議決権に対する割合

当社の所有に係る特定子会社の議決権の数

異動前 - 個
異動後 2,000個

総株主等の議決権に対する割合

異動前 - %
異動後 100.0%

(3) 当該異動の理由及びその年月日

異動の理由

当社が株式会社P&Pの普通株式を取得することにより同社は当社の子会社となり、当該子会社の資本金の額は、当社の資本金の額の100分の10以上に相当します。

そのため、当該子会社は当社の特定子会社に該当することとなります。

異動の年月日

2021年5月中旬(予定)

(2021年5月18日提出の臨時報告書)

1 提出理由

当社は、2021年5月18日開催の取締役会において、代表取締役の異動について決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項9号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 異動に係る代表取締役の氏名、生年月日、新旧役職名、異動年月日及び所有株式数

新たに代表取締役になる者

氏名 (生年月日)	新役職名	旧役職名	異動年月日	所有株式数
谷口 雅紀 (1986年2月24日生)	代表取締役社長	-	2021年6月23日	-株

2021年6月23日開催予定の当社第34期定時株主総会において選任予定の監査等委員でない取締役候補であり、同株主総会終了後に開催予定の取締役会において代表取締役に選任される予定です。

所有株式数については、本臨時報告書提出日現在の株式数を記載しています。なお、2021年5月28日付で畑野幸治氏から株式1,245,805株を譲り受ける予定です。

代表取締役でなくなる者

氏名 (生年月日)	新役職名	旧役職名	異動年月日	所有株式数
釜 薫 (1979年8月27日生)	取締役	代表取締役社長	2021年6月23日	-株

所有株式数については、本臨時報告書提出日現在の株式数を記載しています。

(2) 新たに代表取締役になる者についての主要略歴

氏名	略歴
谷口 雅紀	2008年4月 株式会社博報堂入社 2016年10月 株式会社エース(現 株式会社BuySell Technologies)入社 執行役員CMO就任 2017年1月 株式会社BuySell Technologies取締役CMO就任 2020年3月 株式会社BuySell Technologies取締役副社長兼COO就任 2021年3月 株式会社BuySell Technologies取締役退任

3. 資本金の増減について

後記「第四部 組込情報」の第33期有価証券報告書に記載の資本金等は、当該有価証券報告書の提出日(2020年6月30日)以後、本有価証券届出書提出日までの間において、以下のとおり変化しております。

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2020年4月1日～ 2020年6月30日(注) 1	413,000	20,416,115	56,964	156,964	56,964	867,997
2020年7月1日～ 2020年9月30日(注) 1	3,100,000	23,516,115	311,592	468,556	311,592	1,179,590
2020年10月1日～ 2020年12月31日(注) 1	1,400,000	24,916,115	154,366	622,922	154,366	1,333,956
2021年3月22日(注) 2	-	24,916,115	522,922	100,000	-	1,333,956

(注)1 新株予約権の権利行使による増加であります。

(注)2 2021年3月22日付で会社法第447条第1項の規定に基づく減資を行い、資本金の一部を減少させ、その他資本剰余金に減少する額の全額を振り替えております。

4. 最近の業績の概要について

2021年5月14日付の取締役会において決議され、2021年5月14日に公表した第34期事業年度(自2020年4月1日至2021年3月31日)に係る財務諸表は以下のとおりであります。

なお、当該財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成したものではありません。また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査は終了していませんので、監査報告書は受領していません。

第34期事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)の業績の概要

財務諸表及び主な注記

(1) 貸借対照表

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	519,966	1,816,026
売掛金	581,546	234,510
仕掛品	-	2,273
原材料及び貯蔵品	1,310	96
前払費用	37,609	72,563
その他	181,740	4,099
貸倒引当金	5,687	5,568
流動資産合計	1,316,484	2,124,000
固定資産		
有形固定資産		
建物	12,149	20,013
減価償却累計額	12,149	20,013
建物(純額)	-	-
工具、器具及び備品	29,917	42,323
減価償却累計額	29,917	42,323
工具、器具及び備品(純額)	-	-
有形固定資産合計	-	-
無形固定資産		
ソフトウェア	-	-
その他	-	-
無形固定資産合計	-	-
投資その他の資産		
投資有価証券	8,244	0
関係会社株式	1,234,344	-
破産更生債権等	33,655	31,078
敷金及び保証金	67,567	39,309
その他	573	78
貸倒引当金	33,580	31,078
投資その他の資産合計	1,310,803	39,387
固定資産合計	1,310,803	39,387
資産合計	2,627,288	2,163,388

(単位:千円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
負債の部		
流動負債		
電子記録債務	449,349	144,882
買掛金	406,978	131,256
短期借入金	40,000	12,000
1年内返済予定の長期借入金	88,344	26,064
リース債務	7,766	6,563
未払金	50,806	211,442
未払費用	39,789	36,962
未払法人税等	2,445	12,358
前受金	40,222	18,412
預り金	8,984	3,028
資産除去債務	7,348	-
事務所移転損失引当金	16,467	-
その他	35,468	39,081
流動負債合計	1,193,973	642,051
固定負債		
長期借入金	40,490	14,426
リース債務	8,774	4,115
資産除去債務	7,604	20,062
繰延税金負債	171	-
その他	32,000	-
固定負債合計	89,040	38,603
負債合計	1,283,013	680,654
純資産の部		
株主資本		
資本金	100,000	100,000
資本剰余金		
資本準備金	811,033	1,333,956
その他資本剰余金	624,260	954,335
資本剰余金合計	1,435,294	2,288,291
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	192,848	905,558
利益剰余金合計	192,848	905,558
株主資本合計	1,342,445	1,482,733
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1,828	-
評価・換算差額等合計	1,828	-
純資産合計	1,344,274	1,482,733
負債純資産合計	2,627,288	2,163,388

(2) 損益計算書

(単位:千円)

	前事業年度 (自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月 31日)	当事業年度 (自 2020年 4月 1日 至 2021年 3月 31日)
売上高	4,820,142	1,827,185
売上原価	3,357,795	1,260,723
売上総利益	1,462,346	566,461
販売費及び一般管理費	1,835,951	1,321,191
営業損失()	373,604	754,730
営業外収益		
受取利息	10	206
有価証券利息	25	-
受取配当金	300,246	70
受取手数料	107	40
違約金収入	5,027	4,822
助成金収入	-	46,094
経営指導料	148,319	27,898
その他	3,656	10,181
営業外収益合計	457,391	89,312
営業外費用		
支払利息	4,543	1,841
解約金	-	5,402
その他	1,051	1,825
営業外費用合計	5,595	9,069
経常利益又は経常損失()	78,191	674,486
特別利益		
抱合せ株式消滅差益	-	118,272
事業譲渡益	-	30,000
その他	-	3,849
特別利益合計	-	152,121
特別損失		
子会社株式評価損	94,000	-
事務所移転損失引当金繰入額	16,467	-
子会社株式売却損	-	364,216
減損損失	157,961	3,688
その他	-	5,375
特別損失合計	268,429	373,280
税引前当期純損失()	190,237	895,645
法人税、住民税及び事業税	2,610	9,912
法人税等合計	2,610	9,912
当期純損失()	192,848	905,558

(3) 株主資本等変動計算書

前事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位:千円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本合計
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金合計	その他 利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
当期首残高	1,026,535	811,033	1,004,944	1,815,977	1,307,218	1,307,218	1,535,294
当期変動額							
新株の発行	-	-		-		-	-
減資	926,535	-	926,535	926,535		-	-
欠損填補			1,307,218	1,307,218	1,307,218	1,307,218	-
当期純損失()				-	192,848	192,848	192,848
株主資本以外の項目 の当期変動額(純 額)				-		-	-
当期変動額合計	926,535	-	380,683	380,683	1,114,370	1,114,370	192,848
当期末残高	100,000	811,033	624,260	1,435,294	192,848	192,848	1,342,445

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額 等合計		
当期首残高	5,814	5,814	-	1,541,109
当期変動額				
新株の発行				-
減資				-
欠損填補				-
当期純損失()				192,848
株主資本以外の項目 の当期変動額(純 額)	3,986	3,986	-	3,986
当期変動額合計	3,986	3,986	-	196,834
当期末残高	1,828	1,828	-	1,344,274

当事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位:千円)

	株主資本						株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金合計	その他 利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
当期首残高	100,000	811,033	624,260	1,435,294	192,848	192,848	1,342,445
当期変動額							
新株の発行	522,922	522,922		522,922		-	1,045,845
減資	522,922		522,922	522,922		-	-
欠損填補			192,848	192,848	192,848	192,848	-
当期純損失()				-	905,558	905,558	905,558
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)				-		-	-
当期変動額合計	-	522,922	330,074	852,997	712,709	712,709	140,287
当期末残高	100,000	1,333,956	954,335	2,288,291	905,558	905,558	1,482,733

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額 等合計		
当期首残高	1,828	1,828	-	1,344,274
当期変動額				
新株の発行				1,045,845
減資				-
欠損填補				-
当期純損失()				905,558
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	1,828	1,828	-	1,828
当期変動額合計	1,828	1,828	-	138,459
当期末残高	-	-	-	1,482,733

(4) キャッシュ・フロー計算書

(単位:千円)

当事業年度
(自 2020年4月1日
至 2021年3月31日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前当期純利益	895,645
減価償却費	5,027
減損損失	3,688
貸倒引当金の増減額(は減少)	5,085
事務所移転損失引当金の増減額(は減少)	16,467
受取利息及び受取配当金	276
経営指導料	27,898
助成金収入	46,094
支払利息	1,841
解約金	5,402
子会社株式売却損益(は益)	364,216
抱合せ株式消滅差損益(は益)	113,355
事業譲渡損益(は益)	30,000
売上債権の増減額(は増加)	444,168
たな卸資産の増減額(は増加)	4,710
未収入金の増減額(は増加)	63,796
仕入債務の増減額(は減少)	699,378
未払金の増減額(は減少)	132,952
未払費用の増減額(は減少)	21,595
その他	39,046
小計	869,039
利息及び配当金の受取額	276
利息の支払額	1,659
経営指導料の受取額	27,898
助成金の受取額	46,094
解約金の支払額	5,402
法人税等の還付額	70,449
営業活動によるキャッシュ・フロー	731,383
投資活動によるキャッシュ・フロー	
定期預金の預入による支出	4,000
定期預金の払戻による収入	32,000
有形固定資産の取得による支出	20,303
無形固定資産の取得による支出	22,566
投資有価証券の売却による収入	9,832
子会社株式の取得による支出	23,344
子会社株式の売却による収入	698,000
事業譲渡による収入	30,000
敷金及び保証金の差入による支出	42,072
敷金及び保証金の回収による収入	74,240
その他	75
投資活動によるキャッシュ・フロー	731,860
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の純増減額(は減少)	28,000
長期借入金の返済による支出	88,344
リース債務の返済による支出	16,481
新株予約権の行使による株式の発行による収入	1,042,308
新株予約権の発行による収入	11,335
新株予約権の買入消却による支出	7,797
財務活動によるキャッシュ・フロー	913,020
現金及び現金同等物に係る換算差額	-
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	913,497

現金及び現金同等物の期首残高	491,966
合併に伴う現金及び現金同等物の増加額	410,562
現金及び現金同等物の期末残高	1,816,026

(5) 財務諸表に関する注記事項

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積り)

当社は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響が一定期間続くとの仮定をもとに会計上の見積り(繰延税金資産の回収可能性、固定資産の減損の判定、貸倒引当金)の会計処理に反映しております。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症拡大による影響は不確定要素が多く、次期以降の当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記)

当社は、2020年4月10日付発行の第1回新株予約権(行使価額修正条項及び行使停止条項付)及び2020年6月29日付発行の第三者割当による第2回新株予約権(行使価額修正条項付)の行使に伴う新株の発行による払込みを受け、資本金及び資本剰余金がそれぞれ522,922千円増加しております。

その後、2021年3月19日開催の臨時株主総会に基づき、2021年3月22日付で、資本金522,922千円及び資本準備金522,922千円をその他資本剰余金に振り替えるとともに、増加後のその他資本剰余金を繰越利益剰余金に振り替え、欠損補填しております。

この結果、当事業年度末において資本金が100,000千円、資本剰余金が2,288,291千円、繰越利益剰余金が、905,558千円となっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

セグメント区分は、「メディア」と「テクノロジー」の2つを報告セグメントとしております。

「メディア」事業では、地域密着型無料宅配情報誌「ぱど」の編集・発行・配布、折り込みチラシの併配等を行っております。

「テクノロジー」事業では、ITに関する課題を抱えるお客様に対してIT人材を提供すべく、技術者派遣事業等を行っております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、財務諸表作成において採用している会計処理の原則及び手続に準拠した方法であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額 (注)1	合計 (注)2
	メディア	テクノロジー	計		
売上高					
外部顧客への売上高	1,824,681	2,504	1,827,185	-	1,827,185
セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	-	-	-	-
計	1,824,681	2,504	1,827,185	-	1,827,185
セグメント損失()	165,651	48,013	213,664	541,066	754,730
セグメント資産	243,601	51,109	294,710	1,868,677	2,163,388
その他の項目					
減価償却費	1,369	-	1,369	3,658	5,027
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	38,237	-	38,237	4,633	42,870

(注) 1. セグメント損失()の調整額 541,066千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2. セグメント資産の調整額1,868,677千円は、報告セグメントに帰属しない全社資産であります。

3. セグメント損失()は、損益計算書の営業損失と調整を行っております。

4. 報告セグメントの変更等に関する事項

当第3四半期会計期間より、テクノロジー事業を開始したことに伴い、「テクノロジー」を報告セグメントとして新設し、報告セグメントを従来の単一のセグメントから、「メディア」、「テクノロジー」の2区分に変更しております。

【関連情報】

当事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位：千円)

	報告セグメント			その他	全社・消去	合計
	メディア	テクノロジー	計			
減損損失	3,688	-	3,688	-	-	3,688

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

(持分法損益等)

関連会社を有していないため、該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
1株当たり純資産額	67.20円	59.51円
1株当たり当期純損失金額()	9.64円	39.32円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失であり、また潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
1株当たり当期純損失金額()		
当期純損失()(千円)	192,848	905,558
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純損失()(千円)	192,848	905,558
期中平均株式数(株)	20,003,115	23,028,915

3. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
純資産の部の合計額(千円)	1,344,274	1,482,733
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	-	-
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	1,344,274	1,482,733
期末の普通株式の数(株)	20,003,115	24,916,115

(重要な後発事象)

(業務提携契約の解消及びフランチャイズ事業の終了)

当社は、2021年4月1日開催の取締役会において、株式会社関西ぱど(以下、「関西ぱど」といいます)との無料地域情報誌「ぱど」の発行・配布等に係るフランチャイズ(以下、「FC」といいます)事業に関する業務提携契約(以下、「業務提携」といいます)を解消すると同時に、各特定地域におけるフランチャイジーとのFC契約を終了し、FC事業を終了することを決議し、同日付で実行いたしました。

1. 業務提携契約解消及びFC事業終了の理由

当社は、フリーペーパー市場における外部環境の変化に対応するため、媒体のリブランディングなどの新たな戦略を推進する一方で、関西ぱどを含むFC各社は引き続き「ぱど」としての発行・配布を継続したいとの意思が強く、当社における採算性も勘案して各社との協議を重ねてまいりました結果、当社と関西ぱどとの業務提携契約及びFC各社とのFC契約を解消し、当社のFC事業を終了することで合意いたしました。

2. 業務提携契約解消の相手先の概要

(1)名称	株式会社関西ぱど
(2)所在地	大阪府大阪市西区靱本町一丁目10番24号
(3)代表者の役職・氏名	代表取締役 北田 淳一
(4)事業内容	生活情報誌、チラシ、パンフレット 商品カタログ集、商品見本等の制作並びに配布受託
(5)資本金	40百万円
(6)設立年月日	2015年10月1日

3. 日程

(1)取締役会決議日	2021年4月1日
(2)業務提携解消日	2021年4月1日
(3)FC事業終了日	2021年4月1日

4. 今後の見通し

本件による2021年3月期への影響はなく、2022年3月期におけるFC事業の売上高は発生しなくなる予定です。

(重要な資産の譲渡)

当社は、2021年4月1日開催の取締役会において、当社が保有する「ぱど」に係る商標権を株式会社関西ぱど(以下、「関西ぱど」といいます)に譲渡する(以下、「本商標権譲渡」といいます)契約の締結を決議し、同日付で実行いたしました。

1. 譲渡の理由

当社は、1987年の「ぱど」創刊以来、無料地域情報誌を34年間に亘って発行しております。外部環境の大きな変化に合わせて、昨年には商号を株式会社ぱどから株式会社Success Holdersへ変更し、2021年5月発行から誌名を「ARIFTTM」としてリブランドいたします。それに伴い、当社では今後「ぱど」の商標を利用する見込みがない一方で、フランチャイジーであった関西ぱどでは「ぱど」の商標を継続利用したいという意向があり、両社で協議を重ねてまいりました結果、この度関西ぱどに「ぱど」の商標権を譲渡することで合意いたしました。

なお、本商標権譲渡契約に基づき今後1年間を移行期間として、当社においても「ぱど」に係る商標権の利用が可能です。

2. 譲渡資産の内容

(1) 譲渡資産の内容	「ぱど」に係る商標権
(2) 譲渡金額	15百万円
(3) 帳簿価額	0円
(4) 譲渡益	15百万円

3. 譲渡先

(1) 名称	関西ぱど
(2) 所在地	大阪府大阪市西区靱本町一丁目10番24号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 北田 淳一

4. 譲渡の日程

(1) 取締役会決議日	2021年4月1日
(2) 契約締結日	2021年4月1日
(3) 譲渡実行日	2021年4月1日

5. 当該事象の損益に与える影響

当該商標権の譲渡に伴い、2022年3月期において、15百万円の商標権売却益を特別利益として計上する見込みであります。

(株式取得による子会社化)

当社は、2021年4月27日開催の取締役会において、株式会社P&Pの株式を取得して子会社化することを決議しました。また、同日付で株式譲渡契約を締結しました。

1. 株式取得の目的

当社は、新たなメディア事業を創出することができる企業、または、ポストコロナにおいて発展性のある事業・業種を対象として、M&Aを活用した成長戦略を推進しております。

本企業は福岡県に本社を置く、システム開発及び技術者派遣事業を行う企業であり、本株式取得により当社のテクノロジー事業が大きく前進し、当社全体の収益力を向上させるものと考えております。

2. 被取得企業の名称及び事業の内容等

- | | |
|--------------|---------------------|
| (1) 被取得企業の名称 | 株式会社P&P |
| (2) 事業の内容 | システム開発及び技術者派遣事業 |
| (3) 資本金等の額 | 20百万円(2020年9月30日現在) |

3. 株式取得の時期

2021年4月27日

4. 取得した株式の数、取得価額及び取得後の持分比率

- | | |
|--------------|--------|
| (1) 取得した株式の数 | 2,000株 |
| (2) 取得価額 | 323百万円 |
| アドバイザー費用等 | 36百万円 |
| (3) 取得後の持分比率 | 100.0% |

5. 支払資金の調達方法及び支払方法

自己資金により充当しております。

第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第33期)	自 2019年4月1日 至 2020年3月31日	2020年6月30日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第34期第3四半期)	自 2020年10月1日 至 2020年12月31日	2021年2月12日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部 【特別情報】

第1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2020年6月30日

株式会社ばど
取締役会 御中

三優監査法人

東京事務所

指定社員
業務執行社員 公認会計士 増 田 涼

指定社員
業務執行社員 公認会計士 森 田 聡

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ばどの2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ばど及び連結子会社の2020年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は2015年3月期から6期連続して営業キャッシュ・フローがマイナスとなっており、2019年3月期から2期連続して重要な営業損失、経常損失、親会社株主に帰属する当期純損失を計上していることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表

示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ばどの2020年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社ばどが2020年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。
 - 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2020年6月30日

株式会社ばど
取締役会 御中

三優監査法人

東京事務所

指定社員
業務執行社員 公認会計士 増 田 涼 恵

指定社員
業務執行社員 公認会計士 森 田 聡

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ばどの2019年4月1日から2020年3月31までの第33期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ばどの2020年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、2019年3月期から2期連続して重要な営業損失、当期純損失を計上していることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

財務諸表に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。
 - 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2021年2月12日

株式会社Success Holders

取締役会 御中

監査法人アヴァンティア

東京都千代田区

指定社員 公認会計士 木村直人 印
業務執行社員指定社員 公認会計士 藤田憲三 印
業務執行社員

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社Success Holdersの2020年4月1日から2021年3月31日までの第34期事業年度の第3四半期会計期間(2020年10月1日から2020年12月31日まで)及び第3四半期累計期間(2020年4月1日から2020年12月31日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社Success Holdersの2020年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

その他の事項

会社の2020年3月31日をもって終了した前連結会計年度の第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間に係る四半期連結財務諸表並びに前事業年度の財務諸表は、それぞれ、前任監査人によって四半期レビュー及び監査が実施されている。前任監査人は、当該四半期連結財務諸表に対して2020年2月14日付けで無限定の結論を表明しており、また、当該財務諸表に対して2020年6月30日付けで無限定適正意見を表明している。

四半期財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。

監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。